

学校法人浪速学院の理事等の賞与及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条

この規程は学校法人浪速学院の理事長を除く理事、監事及び評議員の(以下「理事等」という。)の賞与及び費用弁償の額を定めるものとする。

(賞与)

第2条

理事等には当分の間、賞与を支給しない。

(費用弁償)

第3条

理事等が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償の額は、大阪府の職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)に指定職に準ずる者の額と相当の額とする。
- 3 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 4 旅行先が大阪市内の場合は、前項の規定にかかわらず理事等の住所地に応じて別表のとおり定める額を費用弁償として定める。

附 則

1. この規程は平成19年6月22日より施行する
2. この規程の改正(法人名称変更による)は、平成23年4月1日より施行する。

別表

住 所 地	一日当りの額(円)
大阪市	7,000
豊中市、吹田市、守口市、八尾市、寝屋川市、松原市、 大東市、門真市、摂津市、東大阪市	9,000
堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、 富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、 高石市、藤井寺市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、三島郡、 豊能郡(豊野町に限る)、泉北郡、南河内郡	12,000
貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、豊能郡(能勢町に限る)、泉南郡	15,000